

平成 28 年度「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討結果

条文	検討項目	論点	委員・事業者・団体からいただいた意見の整理	方向性
第 2 条	受動喫煙の定義(喫煙)	無煙たばこ、電子たばこによる受動喫煙も含めるべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回と同様、無煙たばこ等による受動喫煙も対象にすべきとする意見はあったが、無煙たばこは、使用をしてもたばこの煙を発生しないことから、その使用を制限する必要がないこと、電子たばこは、医薬品医療機器法(旧薬事法)で規制され、たばこ事業法上の製造たばこに該当しないことから、規制の対象外であり、現状維持とする。</li> <li>○ 加熱式のたばこについて、紙巻たばことは異なる取扱いとしていただきたいという要望については、現時点で、異なる取扱いとする必要性を見出せないことから、現状維持とする。</li> </ul>	現状維持
	受動喫煙の定義(保護対象者)	喫煙者やたばこの煙の曝露に合意した非喫煙者も含めるべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受動喫煙の定義(保護対象者)については、喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙も対象にすべきとする意見もあったが、本条例は意に反して受動喫煙に遭う人をたばこの害から守ることを趣旨としており、本条例の範疇ではない。</li> </ul>	現状維持
	対象施設(職場)	国が労働安全衛生の観点で取組みを進めているが、受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「職場」も対象とすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社員等の特定の者のみが利用する空間である専用事務室は、本条例の規制対象外である。</li> <li>○ 事務室での喫煙について使用者に主張できず、受動喫煙に遭いながら仕事をしている労働者が多数いることから、職場を一律に規制すべきという意見もあったが、<u>国が受動喫煙防止対策の法制化を進めていることから、労働安全衛生法の改正も含め、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向に対応を委ねるべきである。</u></li> </ul>	現状維持
	対象施設(屋外)	受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、たばこの煙が拡散される「屋外」も対象とすべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点では屋外でのたばこの煙の一瞬の曝露による健康への影響が受忍限度を超えるとする科学的知見が確立されていない状況であり、また、条例は公共的施設での限られた空間を規制対象としていることから、屋外については、本条例の規制対象外である。</li> <li>○ 健康増進法の健康増進の観点から、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であるとされていることから、通学路や公園での受動喫煙防止の配慮や、特に撤去要請の通報が多いコンビニが店外に設置した灰皿の撤去等について、改めて、県から、市町村や事業者団体等に働きかけをすべきである。</li> <li>○ 厚生労働省のたたき台では、<u>医療機関、小学校・中学校・高校については、敷地内禁煙を適用しているが、敷地内の屋外については、本条例の規制対象外であるため、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向に対応を委ねるべきである。</u></li> </ul>	現状維持・施策を充実

条文	検討項目	論点	委員・事業者・団体からいただいた意見の整理	方向性
第2条	対象施設	ホスピスでの終末期患者のための喫煙規制の例外措置を認めるべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人ホームの居室のように運用で対応できないかとの意見があった一方、医療機関であり、介助者等の受動喫煙などもあることから、「禁煙」の原則は守るべきとの意見もあった。</li> <li>○ 条例中に、ホスピスでの終末期患者のための例外措置規定を設けることは不適當である。しかし、個々の医療機関において、居室と病室を適宜区分することで対応可能などところもあるのではないかと。</li> </ul>	現状維持
	〔新たな施設の検討〕	民泊を条例の規制対象とすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>今後、国が議論し、法制化されることが想定されることから、国の法制化を見極めた上で、必要があれば、民泊の取扱いについて検討すべきである。</u></li> </ul>	
		猫カフェを条例の規制対象とすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物病院は、第2種施設に分類され、猫カフェも、飲食店の営業許可を得ている場合には、第2種施設又は特例第2種施設に分類されるが、分煙を選択した場合、利用者及び動物の受動喫煙が想定されることから、事業者団体等に対し、動物を取り扱う場合の受動喫煙対策について、独自に検討するよう働きかけなどを行うべきである。</li> </ul>	
第4条～第5条	未成年者の喫煙区域への立入制限の例外規定	<p>【論点①】 未成年者の雇用に対する影響に配慮し、引き続き、業務に従事する未成年者は適用除外とすべきか</p> <p>【論点②】 未成年者の保護をより徹底するため、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>労働者の受動喫煙防止は重要である。一方、職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法上、事業者の努力義務になっている。</u></li> <li>○ 厚生労働省のたたき台では、<u>事務所（職場）については建物内禁煙（喫煙室設置可）の措置とし、施設の管理者に喫煙室への未成年者の立入りを防止する努力義務を課すとしていることから、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向を見極めた上で、必要があれば、条例の見直しを検討すべきである。</u></li> </ul>	法制化を踏まえ検討
第13条				
第6条	普及啓発等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、喫煙者のマナー向上、未成年者の健康影響に関する普及啓発について、取り組んでいくことが必要である。</li> <li>○ 普及啓発に当たっては、SNSを活用したり、県が県民と一緒に、受動喫煙防止対策を推進していくことが必要である。</li> <li>○ オリンピックやパラリンピック、ラグビーワールドカップの開催に向け、国内外からの来訪者に対して、外国人観光客向けの多言語表示も含め条例の規制内容の周知を充実していくことが必要である。</li> <li>○ 県民に、この条例の趣旨をより広く知ってもらうために、未病を改善する取組みを周知することと、受動喫煙防止条例の周知を一体的に図っていくべきである。（現状維持）</li> </ul>	施策を充実

条文	検討項目	論点	委員・事業者・団体からいただいた意見の整理	方向性
第9条	第2種施設に対する「禁煙」又は「分煙」の措置	<p>【論点①】</p> <p>・受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「禁煙」とすべきか。</p> <p>【論点②】</p> <p>・事業者の経済的影響や喫煙する利用者に配慮し、引き続き「分煙」を認めるべきか。</p>	<p>○ 戸別訪問の実施状況から、第2種施設については、84.5%が「禁煙」、10.6%が「分煙」を実施しており、条例で定められている措置が着実に浸透してきている。事業者・団体からは、現行の規制の維持を求める意見があった一方、オリンピックを控え厳しく対応すべきや受動喫煙の防止のための有効な対策は唯一完全禁煙であることから「分煙」を廃止すべきとの意見もあった。</p> <p>○ 厚生労働省のたたき台では、<u>飲食店等は、原則建物内禁煙(喫煙室設置可)とすることとしており、本県の条例の規制内容とは異なる可能性があることから、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向を見極めた上で、必要があれば、条例の見直しを検討すべきである。</u></p> <p>○ 受動喫煙防止対策を実施する事業者への県の財政的な支援については、制度融資と利子補給で対応しているが、保証料が高く、利用したいと思う事業者が少ないなどの理由から、設備整備費に対する助成制度の創設の意見もあった。助成制度の新設は、整備済みの事業者との不公平感が生じることから、法制化を契機として、国に対し、引き続き、事業者の設備整備に対する財政支援を求めていくべきである。</p>	法制化を踏まえ検討
第11条	分煙基準	<p>【論点①】</p> <p>・受動喫煙による県民の健康影響を完全に防止のため分煙基準を見直すべきか。</p> <p>【論点②】</p> <p>・国の基準を踏まえた現行の県分煙基準は、引き続き適用すべきか。</p>	<p>○ 県分煙基準について、扉等で仕切られている場合にも一定の気流が必要としている国の分煙基準に準じた措置への改善の意見があったが、開口部がない場合の措置は、出入りの場合のみ想定される問題であるが、実質、国が想定している分煙基準と大きな差はない。</p> <p>○ 厚生労働省のたたき台では、<u>喫煙室の技術的基準について、引き続き検討するとあることから、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向を見極めた上で、必要があれば、条例の見直しを検討すべきである。</u></p>	法制化を踏まえ検討
第15条	表示義務	<p>【論点①】</p> <p>・喫煙可能表示を条例で規定すべきか。</p> <p>【論点②】</p> <p>・独自デザインの表示を条例で認めるべきか。</p> <p>【論点③】</p> <p>・事業者の自主的な取組みに期待し、表示は施設の判断に任せるべきか。</p> <p>【論点④】</p> <p>・施設利用者に分かりやすい表示を見直すべきか</p>	<p>○ 意図しないたばこの煙の曝露を避けるため、喫煙可能表示は有効との意見があったが、条例は、喫煙可能表示は設けていない。</p> <p>○ 表示の義務は罰則の対象であることから、独自デザインのみを表示することは条例違反になるが、規則で定める表示と合わせて独自デザインを表示することを妨げるものではない。</p> <p>○ 多言語表示を含め事業者の自主的な取組みの要望もあったが、規制の表示と合わせ、条例の趣旨を逸脱しない範囲での独自表示を禁止していないことから、事業者等に対し、条例の趣旨を一層周知するとともに、事業者の独自の取組みを喚起することも必要である。</p> <p>○ 外国人観光客も含め、施設利用者に分かりやすい表示が必要との意見もあったことから、多言語表示や条例施行規則で定めている表示のデザインの見直しなどを検討すべきである。</p>	現状維持・施策を充実

条文	検討項目	論点	委員・事業者・団体からいただいた意見の整理	方向性
第21条	特例 第2種施設	<p>【論点①】 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「特例」は廃止すべきか。</p> <p>【論点②】 事業者の経済的影響や物理的状況、喫煙する利用者に配慮し、引き続き「特例」を認めるべきか。</p>	<p>○ 特例第2種施設に対する規制についても、第2種施設と同様に、規制内容の維持を求める意見があった一方、オリンピックを控え厳しく対応すべき、「分煙」については義務化してほしいとの規制強化を求める意見もあった。</p> <p>○ 厚生労働省のたたき台では、飲食店等については、原則建物内禁煙（喫煙室設置可）とされており、規模により規制内容を分けることはしていない。<u>この飲食店等への喫煙規制の内容がどのような状況になっても、本県の条例の規制内容とは異なる可能性が高いことから、国の受動喫煙防止対策の法制化の動向を見極めた上で、必要があれば、条例の見直しを検討すべきである。</u></p>	法制化を踏まえ検討
第23条	罰則	<p>【論点①】 より規制の実効性を確保するため、罰則を強化すべきか。</p> <p>【論点②】 施行状況を鑑み、罰則を弱体化又は廃止すべきか。</p>	<p>○ 条例未対応の施設については、今後も、引き続き、戸別訪問指導等を通じて、粘り強く働きかけ、未対応の施設の減少を図っていく必要があるが、繰り返し戸別訪問指導を行っても、必要な措置を講じない施設については、条例に定める立入調査や罰則の適用等も視野に入れ、適切な対応を行っていくべきである。</p>	現状維持
その他	喫煙所の設置等		<p>○ 厚生労働省のたたき台では、公共的な空間について、敷地内禁煙や建物内禁煙、原則建物内禁煙（喫煙室設置可）の受動喫煙防止対策を義務づけるものであり、<u>法制化の動向によっては、法律の規制だけが存在する場合、法律の規制が本条例の規制を上回る場合、逆に、本条例の規制が法律の規制を上回る場合など、様々なケースが想定されるため、国の法制化の動向を踏まえた上で、必要があれば、条例の見直しを検討すべきである。</u></p>	法制化を踏まえ検討

## 結論

- 屋外での規制の取扱いや表示義務など、いくつかの留意すべき点も提起されたが、現時点で、条例の条文を見直す必要はない。なお、国が進めている受動喫煙防止対策の法制化の動向を見極めた上で、本条例の内容との整合性が問われることとなるような事項が出てくれば、条例の趣旨を堅持しつつ、条例改正も含めた検討がなされるべきである。
- 加熱式のたばこへの対応、喫煙規制場所の範囲、受動喫煙の保護対象者の範囲、喫煙規制表示、罰則の適用については、本条例の趣旨を適切に解釈し、より着実な条例の運用を図るべきである。
- 一方、屋外での受動喫煙防止対策、たばこの健康影響や未病を改善する取組みとの一体的な普及啓発、オリンピック等の開催に向けた外国人観光客への条例の周知、**多言語表示**や分かりやすい表示などについては、条例の趣旨に基づき、その充実を図っていくべきである。

- ※1 現状維持：現状で、条例改正を要しない又は規則改正等で改善を図っていくべきもの
- ※2 施策を充実：現状で、条例改正を要しないが、施策により、更に充実を図っていくべきもの
- ※3 法制化を踏まえ検討：現状で、条例改正を要しないが、法案の内容によっては、整合性確保の観点から条例・規則等の内容の検討が必要となると思われるもの
- ※4 条例改正：現状で、条例改正を必要とするもの